東大阪市

男女共同参画に関する市民意識調査報告書

概要版

平成 26 年 9 月

東大阪市

調査の概要

調査の目的

本調査は、市民の男女共同参画社会に関する意識と実態を知ることにより、「第3次東大阪市男女共同参画推進計画~東大阪 みらい 翔(はばたき)プラン~」の見直しに関して、社会情勢の変化に対応し地域に根差したものになるよう基礎資料を得ることを目的として実施します。

調査概要

調査地域 東大阪市全域

調査対象 市内在住の満 18 歳以上の男女

抽 出 数 3,000人(男性1,500人、女性1,500人)

抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出

調査期間 平成 26 年6月 16 日 (月) ~7月7日 (月)

調査方法 郵送配布・回収

調査項目 男女の地位に関する意識について

日常生活や子育てについて

仕事について

地域活動や健康、老後の暮らしについて

人権の尊重について

男女共同参画社会の形成に関する意識について

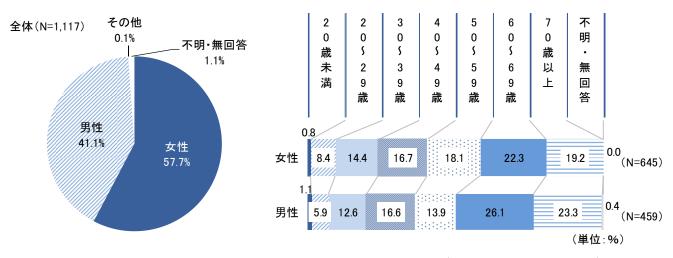
その他

回収状況

	全 体	女 性	男性	その他	不明・無回答
標本数	3,000	1,500	1,500	_	_
有効回収数	1,117	645	459	1	12
有効回収率	37.2%	43.0%	30.6%	_	_

■性別

■年齢



※集計結果はすべて、小数点以下第2位で四捨五入したものであるため、合計値が100.0%にならない場合があります。 グラフ及び表のN数 (number of case) は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。

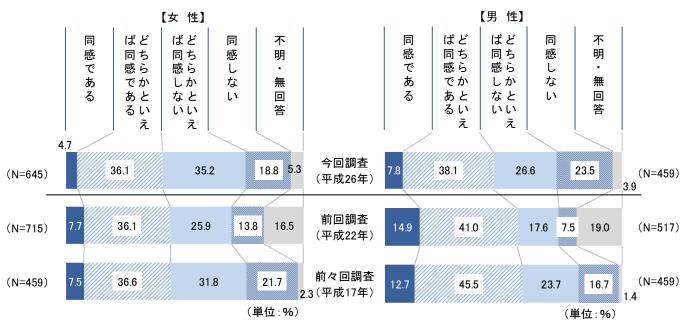
1 男女の地位に関する意識について

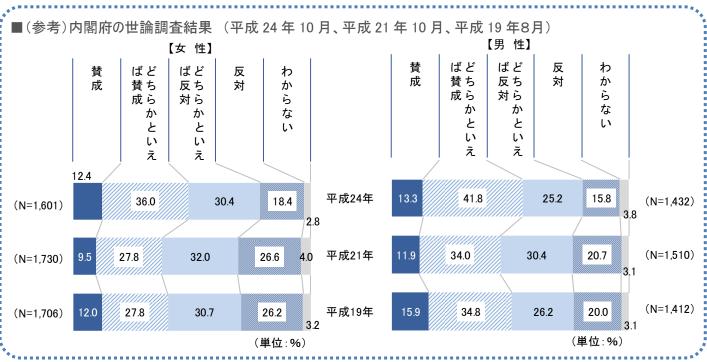
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識

固定的な性別役割分担意識に否定的な人が増加してきている

男女ともに [同感する] (「同感である」と「どちらかといえば同感である」の合計) (女性 40.8%、男性 45.9%) より [同感しない] (「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計) (女性 54.0%、男性 50.1%) の方が高くなっており、その差は女性で 13.2 ポイント、男性で 4.2 ポイントとなっています。また、前回調査、前々回調査との比較では、[同感する] 割合は男女ともに減少傾向にあります。

●「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定した考えについて、あなたはどう思いますか。



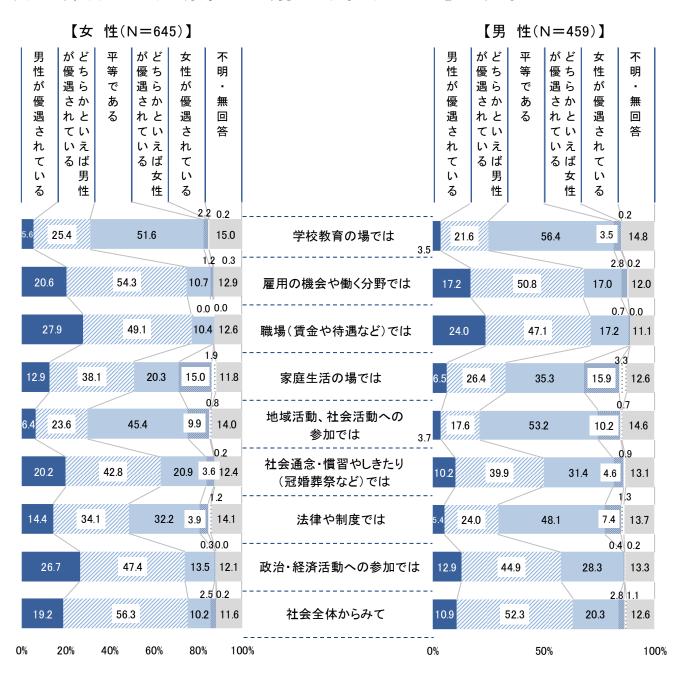


男女の地位の平等感

『雇用の機会や働く分野』『職場(賃金や待遇など)』の分野で不平等感が強い

男女ともに「平等である」が最も高い項目は『学校教育の場では』となっており、次いで『地域活動、社会活動への参加では』『法律や制度では』となっています。また、「女性が優遇」(「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」の合計)より [男性が優遇](「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計)の割合がすべての項目で高くなっています。特に [男性が優遇] は『雇用の機会や働く分野では』(女性 74.9%、男性 68.0%)、『職場(賃金や待遇など)では』(女性 77.0%、男性 71.1%)、『社会全体からみて』(女性 75.5%、男性 63.2%)で高くなっています。

●あなたは、社会における次の分野において、男女が平等になっていると思いますか。



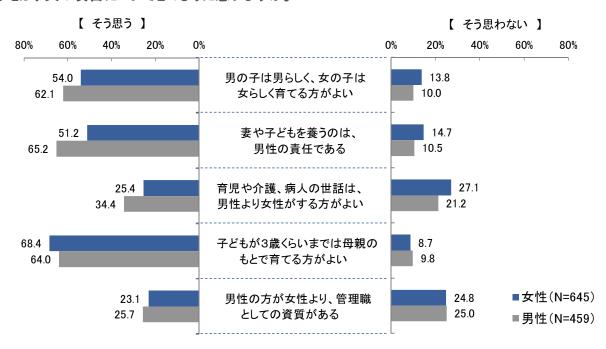
2 日常生活や子育てについて

子育てや男女の役割

子育てや家庭の経済面に関する固定的な性別役割分担意識は強い

男女ともに『男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい』『妻や子どもを養うのは、男性の責任である』 『子どもが3歳くらいまでは母親のもとで育てる方がよい』では [そう思う] の方が [そう思わない] より高くなっています。

●あなたは、次の項目についてどのように思いますか。

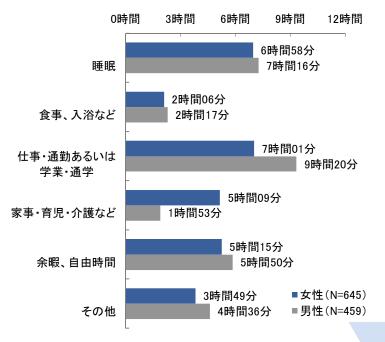


平日の生活時間

「家事・育児・介護など」は女性の方が長く、「仕事・通勤あるいは学業・通学」は男性の方が長く、それぞれ時間差が大きい

「家事・育児・介護など」以外のすべての項目で女性より男性で時間が長くなっています。また、男女で時間に差があるものをみると、「家事・育児・介護など」では女性の方が3時間16分長く、「仕事・通勤あるいは学業・通学」では男性の方が2時間19分長くなっています。

●あなたは、平日をどのように過ごしていますか。

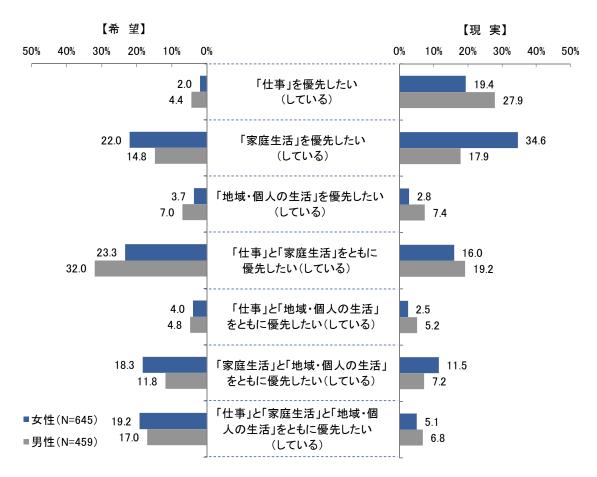


希望と現実の暮らし方の比較(ワーク・ライフ・バランス)

希望では「「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」が、現実では、女性は家庭生活、男性は仕事を優先している

男女ともに、希望では「「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」が高くなっていますが、現実では女性は「「家庭生活」を優先している」が、男性は「「仕事」を優先している」がそれぞれ高くなっています。

●あなたは、希望としては、どのような暮らし方をしたいと思いますか。 また、実際の生活はどうでしょうか。



■ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

老若男女だれもが、生き生きと自分らしく充実した生き方を実現するためには、仕事も、家事や育児、地域の付き合いなどの仕事以外の生活も、ともに欠かせないものです。

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスが取れてはじめて、健康で明るく楽しい人 生を送ることができるといった理想の生活スタイルを提唱するものです。

~ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは?~ 内閣府「ワーク·ライフ·バランス憲章」より

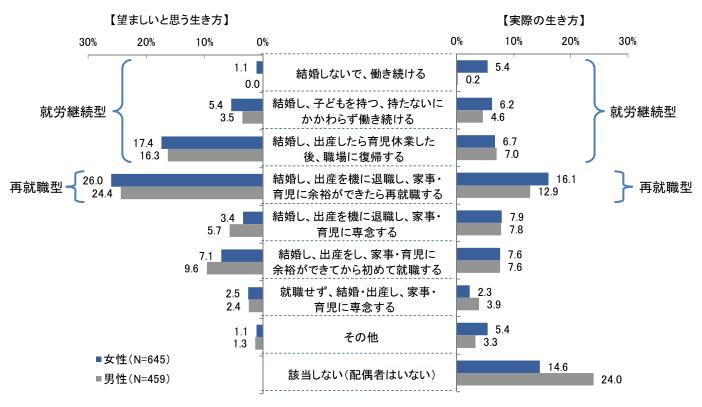
- 一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、 子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のことです。
 - 〇就労による経済的自立が可能な社会
 - ○健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
 - 〇多様な働き方・生き方が選択できる社会

女性の生き方

女性が望む生き方は[再就職型]であるが、実際は[就労継続型]

望ましいと思う生き方について、男女ともに [再就職型] (「結婚し、出産を機に退職し、家事・育児に余裕ができたら再就職する」) が高くなっています。実際の生き方については女性では [就労継続型] (「結婚しないで、働き続ける」と「結婚し、子どもを持つ、持たないにかかわらず働き続ける」と「結婚し、出産したら育児休業した後、職場に復帰する」の合計) が高く、男性では [再就職型] が高くなっています。

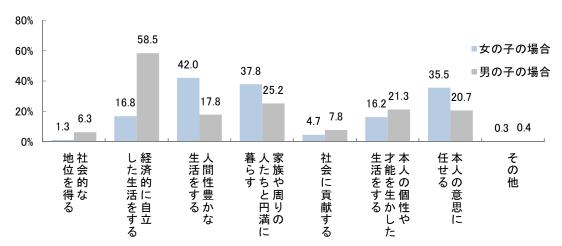
●あなたは、どのような女性の生き方が望ましいと思われますか。実際の生き方はどれにあたりますか。



子どもの将来像

女の子には「人間性豊かな生活をする」「家族や周りの人たちと円満に暮らす」ことが望まれている 男の子には「経済的に自立した生活をする」が最も望まれている

●あなたは、自分の子どもには将来「どのような生き方」をしてほしいと思いますか。



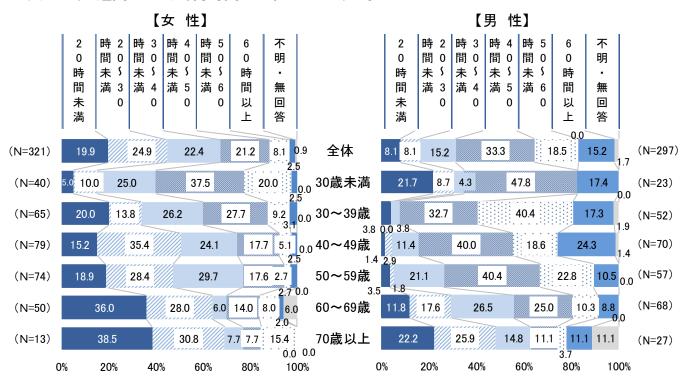
3 仕事について

労働時間

男性の週 60 時間以上働く長時間労働者は 15.2%

40 時間未満(法定労働時間、一部規模・業種を除く)は、女性全体では67.2%、男性全体では31.4%となっています。

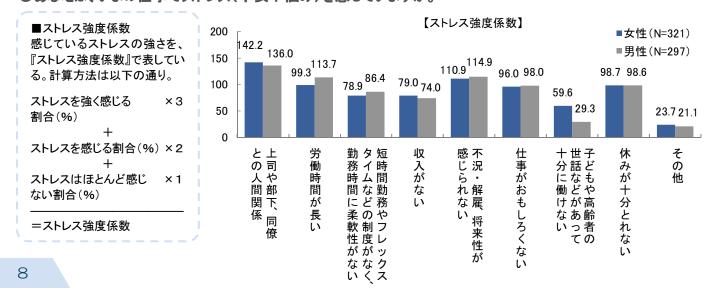
●あなたは、1週間でおおよそ何時間くらい働いていますか。



什事上でのストレス

職場の人間関係でストレスを抱えている人が多く、育児や介護のストレスは女性の方が多い

●あなたは、いまの仕事でストレス(不安や悩み)を感じていますか。



職場での対応や評価、ダイバーシティについて

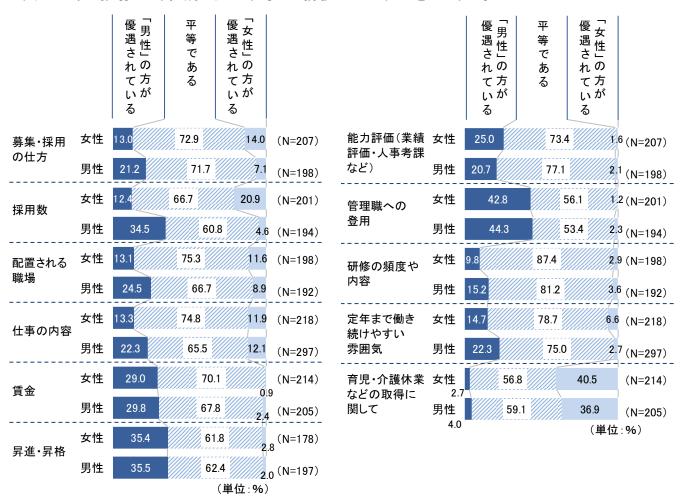
『管理職への登用』『昇進・昇格』『賃金』は男性優遇感が高い

ダイバーシティについて、[進めたほうがよい]が約6割となっている

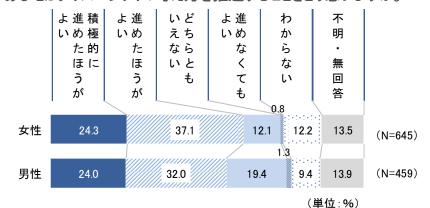
男性では、『育児・介護休業などの取得に関して』以外のすべての項目で「「女性」の方が優遇されている」より「「男性」の方が優遇されている」が高くなっており、特に『管理職への登用』では差が大きくなっています。一方、女性では、『募集・採用の仕方』『採用数』『育児・介護休業などの取得に関して』については、「「男性」の方が優遇されている」より「「女性」の方が優遇されている」が高く、女性優遇感が高くなっています。

ダイバーシティを [進めたほうがよい] (「積極的に進めたほうがよい」と「進めたほうがよい」の合計) は、女性で 61.4%、男性で 56.0%となっています。また、「わからない」は女性で 12.2%、男性で 9.4%となっています。

●あなたの今の職場では、性別によって、対応や評価に差があると思いますか。



●あなたはダイバーシティの考え方を推進することをどう思いますか。



■ダイバーシティ

雇用において性別、価値観、ライフスタイル、セクシュアル・マイノリティ、障害等の多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとする考え方のことです。

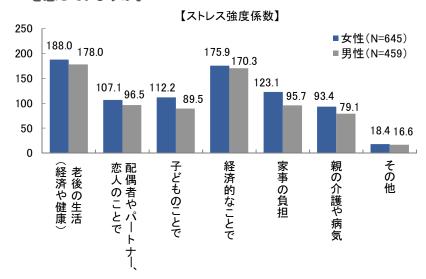
4 地域活動や健康、老後の暮らしについて

生活の中でのストレス

『老後の生活(経済や健康)』『経済的なことで』に強いストレスを感じている

男女ともに『老後の生活(経済や健康)』、次いで『経済的なことで』でストレス強度係数が高くなっています。また、すべての項目で男性より女性の値が上回っており、『家事の負担』『子どものことで』では、その差が大きくなっています。

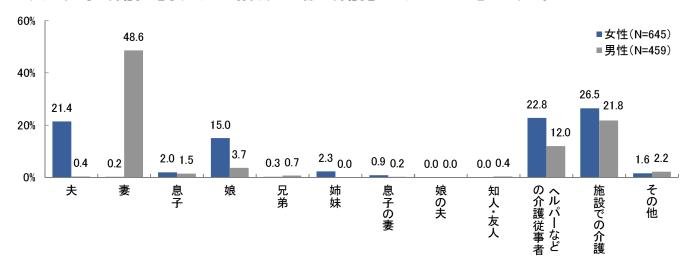
●あなたは、生活の中でどのようなことでストレス(不安や悩み)を感じていますか。



希望する介護者

女性は「施設での介護」「ヘルパーなどの介護従事者」などの専門機関での介護を望んでいる 男性は約半数が「妻」の介護を望んでいる

●あなた自身に介護が必要となった場合、主に誰に介護をしてもらいたいと思いますか。



「男もつらい」と感じること

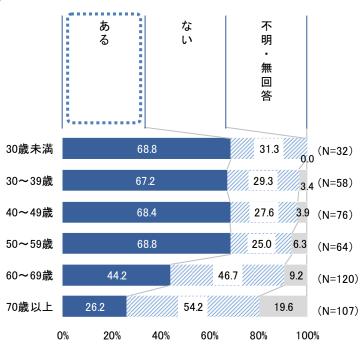
60 歳未満の約7割が「男もつらい」と感じている

その内容として高くなっているのは、「仕事の責任が大きい、仕事ができて当たり前だと言われる」こと

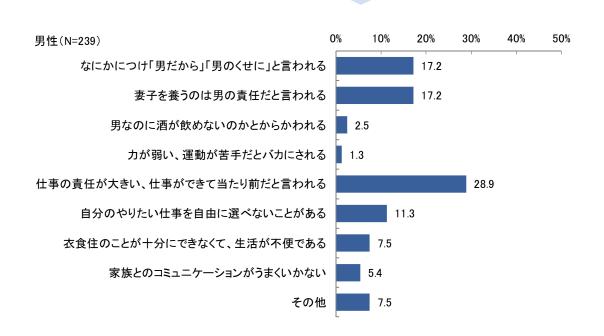
60 歳未満では「ある」が6割後半と高くなっていますが、60 歳以降は「ない」の方が「ある」より高くなっています。

「仕事の責任が大きい、仕事ができて当たり前だと言われる」が 28.9%と高く、次いで「なにかにつけ「男だから」「男のくせに」と言われる」「妻子を養うのは男の責任だと言われる」となっています。

●あなたは「男もつらい」と感じることはありますか。



●それはどんなことですか。



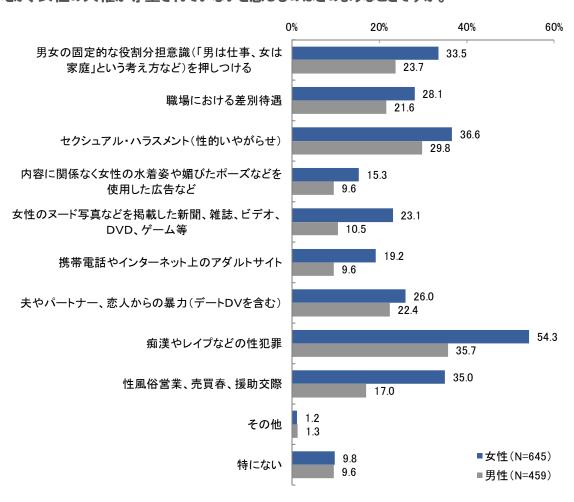
5 人権の尊重について

女性の人権の尊重

性犯罪やセクシュアル・ハラスメント等の女性の人権に対する認識は高くても半数程度で、「特にない」と考える人も 1割程度おり、認識は高くない

男女ともに「痴漢やレイプなどの性犯罪」が高く、次いで「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」となっています。すべての項目で男性より女性の割合が高く、「痴漢やレイプなどの性犯罪」「性風俗営業、売買春、援助交際」で特に男女差が大きくなっています。また、女性の人権が尊重されていないと感じることは「特にない」との回答は男女ともに1割近くいます。

●あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなことですか。



■ドメスティック・バイオレンス (DV)

なぐる・蹴るなどの身体的暴力のみならず、威嚇する、無視するなどにより、心理的苦痛を与える精神的な暴力や性的行為を強要するなどの性的暴力等があげられます。暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)が 2001 年に施行されました。2013年の改正により、同居する交際相手からの暴力被害者についても保護体制が整備されることになりました。

■デートDV

結婚していない(交際中の)男女間における身体的・精神的・性的な暴力です。

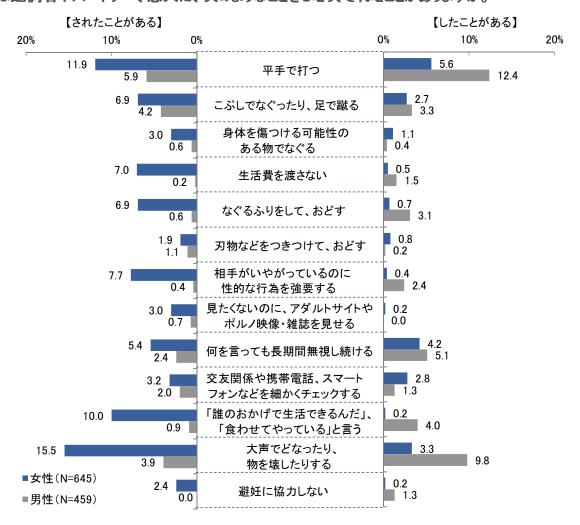
配偶者やパートナー、恋人からの暴力と対応方法

暴力の被害経験は男性より女性で多い

『平手で打つ』などの身体的暴力や『大声でどなったり、物を壊したりする』などの精神的暴力が多い 暴力行為後に「二人(夫と妻、パートナー・恋人同士)で話し合った」が高い

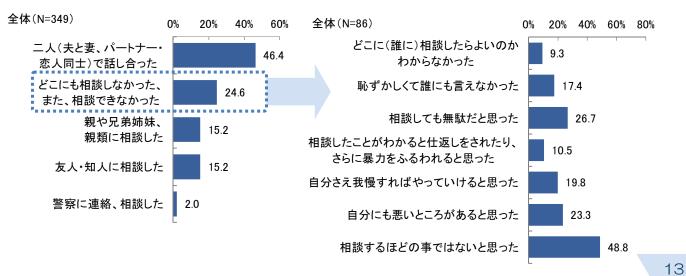
「どこにも相談しなかった、また、相談できなかった」人では「相談するほどの事ではないと思った」と考える人が多い

●あなたは配偶者やパートナー、恋人に、次のようなことをしたり、されたことがありますか。



●暴力行為後の対応は。(上位のみ)

●どこにも相談しなかったのはなぜか。(その他、わからない以外)



6 男女共同参画社会の形成に関する意識について

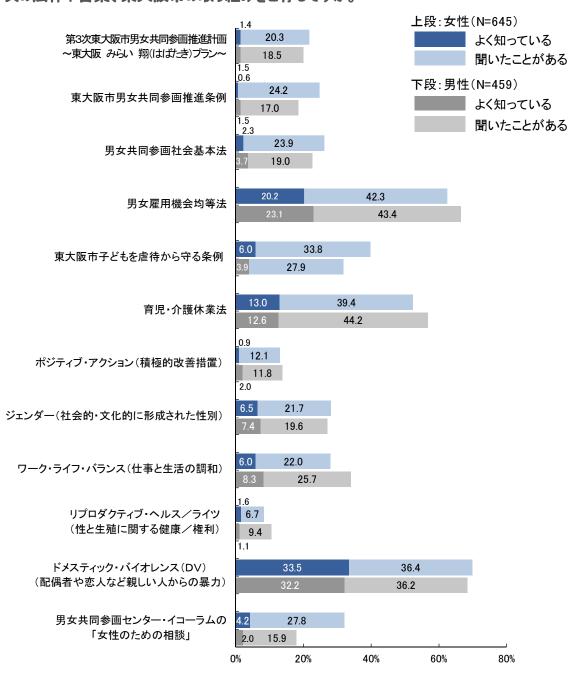
法律や言葉、東大阪市の取組の認知度

『ドメスティック・バイオレンス(DV)』『男女雇用機会均等法』『育児・介護休業法』の認識が比較的高い

男女ともに「よく知っている」割合が1割を超えているのは『ドメスティック・バイオレンス(DV)』『男女雇用機会均等法』『育児・介護休業法』となっており、比較的認知度が高くなっています。

また、東大阪市の取り組みについて、全体の「よく知っている」割合は『第3次東大阪市男女共同参画推進計画~東大阪 みらい 翔(はばたき)プラン~』で1.5%、『東大阪市男女共同参画推進条例』で1.0%とわずかとなっており、『東大阪市子どもを虐待から守る条例』では5.1%とやや高くなっています。

●あなたは、次の法律や言葉、東大阪市の取り組みをご存じですか。



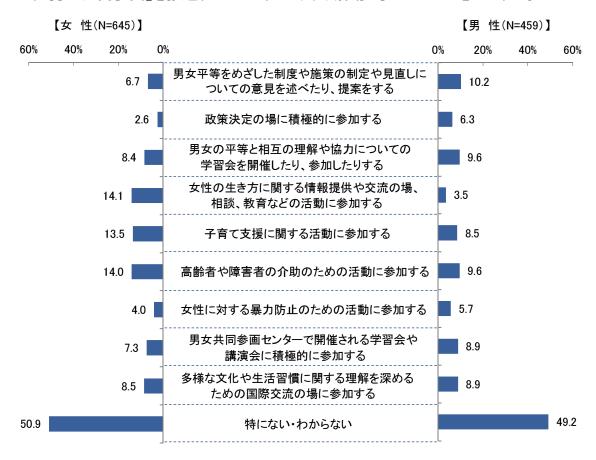
「男女共同参画」の推進に向けて

「男女共同参画」の推進活動への参加について、約半数は「特にない・わからない」と回答している

男女ともに「特にない・わからない」が4割後半から5割前半と特に高くなっています。

1割を超えているのは、女性で「女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談、教育などの活動に参加する」「高齢者や障害者の介助のための活動に参加する」「子育て支援に関する活動に参加する」となっており、男性では「男女平等をめざした制度や施策の制定や見直しについての意見を述べたり、提案をする」が比較的高くなっています。

●あなたは、「男女共同参画」を推進するために、どのような活動に参加したいと思いますか。





用語解説

●男女共同参画社会

男女が、互いの人権を尊重しつつ、職場や家庭、地 域活動など、社会のあらゆる場に対等に参画し、共に 責任と喜びを分かち合う社会のことです。

●第3次東大阪市男女共同参画推進計画

~東大阪 みらい 翔(はばたき) プラン~

男女共同参画社会の実現を基本理念として、男女共 同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本 的な計画で、2011 年に策定し、目標年度を 2020 年度としています。

●東大阪市男女共同参画推進条例

男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、 市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにすると ともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な 事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ 計画的に推進し、もって、男女の平等を基礎とする男 女共同参画社会の実現に寄与することを目的とし、 2004年7月1日に施行しました。

●男女共同参画社会基本法

社会のあらゆる分野での活動において、男女がとも に主体的かつ平等に社会のために意思決定し、行動す るとともに、責任を担う社会、男女共同参画社会の形 成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、 1999年に施行されました。

●男女雇用機会均等法

<正式名称: 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇 の確保等に関する法律>

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確 保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中 及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進するこ とを目的として 1986 年に施行されました。1997 年には、募集・採用、配置・昇進について女性に対す る差別の禁止、ポジティブ・アクションに対する国の 援助、セクシュアル・ハラスメント防止についての配 慮義務等について改正され、2006年の改正では、性 別による差別禁止の範囲の拡大、間接差別の禁止、妊 娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシ ュアル・ハラスメント対策の強化、母性健康管理措置 などこれまで以上の規定が設けられました。

●東大阪市子どもを虐待から守る条例

子どもを虐待から守り、子どもの健やかな成長及び 発達を保障することを目的に 2005 年に施行されま した。基本的な考え方、市、市民、保護者の責務並び に子ども虐待の予防及び早期発見その他の子ども虐待 防止等に関する必要な事項を定めています。

●育児・介護休業法

<正式名称: 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律>

育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家 庭生活との両立が図られるよう支援することによって、 その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済 及び社会の発展に資することを目的として 1991 年 に制定されました。次世代育成支援を進めていく上で も大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の 仕事と家庭の両立をより一層推進するため、2005年 に改正されました。2009年の改正では、子育て中の 短時間勤務制度及び所定外労働(残業)の免除の義務 化、子どもの看護休暇制度の拡充、父親の育児休業取 得の促進、介護休暇の新設が盛り込まれました。

●ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に 係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内にお いて男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に 提供することです。

●ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)

生物学的性別(セックス)に対し、社会的・文化的 に形成された性別をジェンダーといいます。例えば、 「女らしさ」「男らしさ」といった社会通念、そしてそ れに基づく役割や慣習、各人に内面化された心理的な 特性などをさします。ジェンダーは、それ自体に良い、 悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われて います。

●リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ

(性と生殖に関する健康/権利)

個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの 身体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、その ための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権 として保障される考え方のこと。安全な性生活や子ど もをいつ何人産むか、産まないかなどについて女性が 主体的に選択し、自ら決定する権利のことをいいます。

男女共同参画に関する市民意識調査報告書(概要版)

発 行:東大阪市人権文化部男女共同参画課 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話 06-4309-3300